

(Ⅷ) 食肉等流通合理化地区推進事業

第1 趣旨

要綱別表1のⅦの1の食肉等流通合理化地区推進事業（以下「食肉等推進事業」という。）の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 事業実施期間

要綱第3の1の生産局長が別に定める事業実施期間は、新規に第5に定める食肉等流通合理化プログラムの承認を受けた年度から3年間以内とし、新規に食肉等流通合理化プログラムの承認を受けることができる期間は、平成23年度から平成24年度までとする。

第3 事業の成果目標

- 1 要綱第4の2の生産局長が別に定める成果目標の目標年度は、平成27年度とする。
- 2 食肉等推進事業の成果目標については、本事業を実施する地区における対象品目の販売額の増加目標額並びに生産、処理加工及び流通コストの減少目標額を合計したものを指標として設定するものとする。

第4 食肉等流通合理化協議会

要綱別表1のⅦの1の事業実施主体の欄の食肉等流通合理化協議会（以下「食肉等協議会」という。）は、次の要件を満たすものとする。

- 1 都道府県、市町村、農業関係機関等（農業協同組合、農業共済組合、農業委員会等）及び本事業における取組に参加する生産者、加工業者、流通業者、研究者、経営管理等各種専門家等により食肉等協議会が構成されていること。

このうち、食肉等推進事業のみを実施する場合には、市町村は必須の構成員とする。なお、食肉等協議会の範囲が複数の市町村にまたがる場合には、該当する全ての市町村は必須の構成員とする。

食肉等推進事業と併せて、要綱別表1のⅦの2の食肉等流通合理化地区整備事業又は要綱別表5の融資主体型補助整備事業（以下「整備事業」という。）を実施する場合には、都道府県及び整備事業の事業実施主体を必須の構成員とすること。

- 2 食肉等推進事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、食肉等協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした食肉等協議会の運営等に係る規約（以下「食肉等流通合理化協議会規約」という。）が定められていること。
- 3 食肉等流通合理化協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第5 食肉等流通合理化プログラム

- 1 食肉等協議会は、食肉等流通合理化プログラム（以下「食肉等プログラム」という。）を、別記様式第1号により作成するものとする。

- 2 要綱別表 1 のⅦの 1 の補助要件の欄の 1 の生産局長が別に定める内容とは、取組の基本方針や成果目標の内容等別記様式第 1 号に掲げる項目とする。
- 3 食肉等協議会は、1 により策定した食肉等プログラムを、地方農政事務所を経由して地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- 4 食肉等プログラムの変更は、3 に準じて行うものとする。ただし、成果目標の引き下げを伴う変更については、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。
- 5 既に食肉等プログラムの承認を受けて食肉等推進事業に取り組んでいる産地において、食肉等推進事業の 2 年目又は 3 年目に、食肉等推進事業又は整備事業の取組を追加して実施しようとする場合には、食肉等協議会は食肉等プログラムの成果目標を上方修正しなければならない。

第 6 事業実施計画

- 1 要綱第 5 の 1 の（1）の生産局長が別に定める事業実施計画（以下「食肉等推進事業計画」という。）とは、次の要件を満たし、別記様式第 2 号により作成するものとする。
 - （1）事業実施地区を対象とした対象品目に係る他の産地の振興を図る計画等がある場合には、それとの整合が図られていること。
 - （2）成果目標の目標年度において、事業実施地区内の肉畜等又は食肉等の生産及び流通量が減少しないことが見込まれること。
- 2 食肉等推進事業計画に係る要綱第 5 の 1 の（3）の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。
 - （1）要綱別表 1 のⅦの 1 の事業内容の欄の 2 から 4 までの取組のうち、いずれかの中止又は廃止
 - （2）食肉等プログラムの変更に伴う食肉等推進事業計画の変更
 - （3）補助事業費又は事業量の 3 割を超える変更

第 7 事業の承認及び着手

- 1 地方農政局長等の承認
 - （1）地方農政局長等は、次の要件を全て満たす場合に限り、要綱第 5 の 2 の食肉等推進事業計画の承認を行うものとする。
 - ア 要綱別表 1 のⅦの 1 の補助要件の欄に掲げる要件を全て満たしていること。
 - イ 食肉等推進事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること。
 - （2）地方農政局長等は、（1）により食肉等推進事業計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける食肉等協議会に対し、別記様式第 6 号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の食肉等協議会に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。
- 2 事業の着手
 - （1）事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得な

い事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、食肉等協議会は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第8号により、地方農政局長等に提出するものとする。

- (2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、食肉等協議会は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

また、この場合においても、食肉等協議会は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、食肉等協議会は、交付決定前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、食肉等プログラムの承認年度から目標年度の前年度までの間において、当該年度の事業実施状況について、別記様式第4号により報告に係る年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の食肉等推進事業の実施状況の報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等には、食肉等協議会に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第9 事業の評価

- 1 要綱第7の1に基づく食肉等協議会による事業の自己評価及びその報告は、別記様式第5号により、目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長等による評価は、別記様式第10号により、成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に対する自己評価が適正であるかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、地方農政局長等は、食肉等協議会に対し再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。

なお、評価に当たっては、関係部局で構成する検討会を開催し、報告を受けた自己評価の内容を確認し、必要に応じて協議会から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめるものとする。
- 3 要綱第7の5の評価結果の報告及び公表は、検討会の開催後速やかに行うものとする。なお、公表は、別記様式第10号により行うものとする。
- 4 地方農政局長等は、要綱第7の3に基づき指導を行った場合は、指導を行った食肉等協議会に、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を、別記様式第11号により提出させるものとする。
- 5 要綱第7の6に基づく報告は、指導内容と併せて改善計画の写しについても報告を行うものとする。

第10 事業の内容

1 要綱別表 1 のⅦの 1 の事業内容は次のとおりとする。

なお、食肉等協議会は、事業実施期間中、次の（１）に掲げる項目について、毎年検証し、食肉等の流通合理化に向けた取組の改善活動を着実に推進するとともに、次の（２）から（４）までに掲げる取組のうち、少なくとも毎年一つ以上の取組を実施するものとする。

（１）本事業の推進に当たり毎年実施すべき検証項目

ア 食肉等プログラムの内容や食肉等流通合理化地区事業における事業実施計画の妥当性

イ 地域における食肉等流通合理化施設の再編に係る事項

ウ 対象品目の産出額の動向や流通コストの見直し等本事業の成果目標の達成に必要な事項

エ 整備事業で整備する施設の活用や経営管理の改善等に係る事項

オ その他食肉等の流通合理化に必要な事項

（２）食肉等の販売企画力を強化するための取組

食肉等の販売における安定的な取引関係の構築、地域資源を活かしたブランドづくりや加工品の製造による製品の付加価値づくり、生産者による産物の販売等、産地における食肉等の販売企画力を強化する取組を実施し、製品の販路拡大や生産量の増大を図る。

（３）食肉等の処理加工技術力を強化するための取組

食肉等処理加工従事者に対する処理加工技術や衛生技術に関する研修等、産地における食肉等の処理加工技術力を強化する取組を実施し、製品の品質向上や生産コストの低減を図る。

（４）生産者の人材育成力を強化するための取組

産地内の生産者に対する経営管理や飼養衛生管理、生産した食肉等の品質評価技術に関する研修等、経営感覚や生産技術に優れた生産者を育成するための取組を行う。

2 実施基準及び補助対象

要綱別表 1 のⅦの 1 の補助要件の欄の 6 の生産局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

（１） 1 の（２）の食肉等の販売企画力を強化するための取組を実施する上で必要となる経費が、加工品の試作やアンケート調査に要する経費及び実需者等との交流会の開催に要する経費等、当該製品の販売企画力を強化するために必要となる経費であること。

（２） 1 の（３）の食肉等の処理加工技術力を強化するための取組を実施する上で必要となる経費が、食肉等処理加工従事者の技術向上を図る研修の受講や衛生管理の技術向上を図る研修会の開催等、当該製品に係る処理加工技術力を強化するために必要となる経費であること。

（３） 1 の（４）の生産者の人材育成力を強化するための取組を実施する上で必要とな

る経費が、経営管理や飼養衛生管理、生産した食肉等の品質評価技術に関する講習会を開催するための、外部講師の旅費及び謝金や会場借料、資料作成費等、当該産地において生産者の人材育成を強化するために必要となる経費であること。

- (4) 食肉等推進事業において補助対象とする経費が、食肉等推進事業を実施するために直接必要とする別紙1の経費であって、食肉等推進事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみであること。なお、その整理に当たっては、別紙1の費目ごとに整理するとともに特別会計等の区分整理を行うものとする。

- (5) 次の取組は、本事業の助成の対象としない。

ア 国及び独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組

イ 食肉等の産地における収益力向上や流通合理化を目的としない取組

ウ 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組

エ 農畜産物の生産費補填（加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償

オ 販売促進のためにPR活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

(IX) 食肉等流通合理化地区整備事業

第1 趣旨

要綱別表1のⅦの2の食肉等流通合理化地区整備事業（以下「食肉等整備事業」という。）の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 事業実施期間

要綱第3の1の生産局長が別に定める事業実施期間は、一体的に実施する食肉等推進事業の実施期間のうち連続する年度の2年以内とする。

第3 事業の成果目標

- 1 要綱第4の2の生産局長が別に定める成果目標の目標年度は、平成27年度とする。
- 2 食肉等整備事業の成果目標については、本事業を実施することによる所得の向上、環境の改善及び雇用の創出効果額を指標として設定するものとする。

第4 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 要綱第5の1の(1)に基づく、食肉等整備事業における事業実施計画（以下「食肉等整備事業計画」という。）の作成及び申請は、別記様式第3号により行うものとする。
- (2) 食肉等整備事業に係る要綱第5の1の(3)の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。
 - ア 事業の中止又は廃止
 - イ 事業実施主体の変更
 - ウ 施行箇所及び設置場所の変更
 - エ 事業費又は事業量の3割を超える変更
 - オ 施設等の新設又は廃止

2 地方農政局長等の承認

- (1) 地方農政局長等は、要綱別表1のⅦの2の補助要件の欄に掲げる要件を全て満たし、一体的に実施する食肉等推進事業の実施計画の承認が見込まれる場合、食肉等整備事業計画の承認を行うものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の承認をする場合には、財政法第34条の2の財務大臣の承認の後、事業実施主体に対し、別記様式第6号により通知するものとする。それ以外の事業実施主体に対しては、承認がされなかった旨を通知するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の承認の通知は、食肉等推進事業計画の承認の通知と併せて行うものとする。

3 事業の着工

- (1) 事業の実施については、原則として交付決定後に着工するものとする。
- (2) 事業実施主体は、事業に着工するときは、速やかにその旨を別記様式第7号の入札結果報告・着工届により地方農政局長等に届け出るものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着工する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届を別記様式第9号により、地方農政局長等に提出するものとする。

- (3) (2)のただし書により交付決定前に着工する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、事業に着工するものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、交付決定を受けるまでに生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の文書番号を記載するものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(2)のただし書による着工については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

4 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、事業実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（管理を委託している場合には管理主体）に対し、適正な管理運営が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長等は、関係書類の整備、施設等の管理・処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

第5 事業実施状況の報告等

1 事業実施状況の報告

要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、事業開始年度から目標年度の前年度までの間において、当該年度における事業実施状況について、報告に係る年度の翌年度7月末日までに別記様式第4号により、食肉等推進事業の実施状況報告と併せて食肉等協議会と連名で行うものとする。

2 国は、事業実施主体に対し、1に定める報告以外に、必要に応じて、事業実施状況に関し、必要な書類の提出を求めることができるものとする。

3 事業実施状況に対する指導等

地方農政局長等は、1による事業実施状況の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

4 地方農政局長等は、3の指導を行うに当たっては、事業において導入した施設等について、適正かつ効率的に運用されていないと判断される次の(1)又は(2)の場合に、事業実施主体に対し改善の指導を行うものとする。

(1) 施設等の利用率が70%未満の状況が3年間継続している場合

(2) 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

第6 事業の評価

要綱第7に基づく事業の評価は、(Ⅷ)の第9に準じて行うものとする。

ただし、要綱第7の3に基づく指導は、成果目標が達成されていないと判断される場合に加え、第5の4に定める場合にも行うものとする。

第7 補助要件

要綱別表1のⅦの2の補助要件の欄の5の生産局長が別に定める要件は、当該施設整備が複数の既存施設の統合再編を伴うものであることとする。

なお、既存施設が複数の畜種を取り扱っている施設であって、その一部の畜種のみを統合再編の対象とする場合も補助の対象とする。ただし、当該年度に他の食肉等整備事業において、取扱う全ての畜種を統合再編の対象とする食肉等整備事業計画があった場合には、全ての畜種を統合再編の対象とする食肉等整備事業に対し優先して補助を行うものとする。

第8 事業の実施基準

1 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業を本事業の補助対象とすることは、認めない。

2 国及び機構の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている事業を本事業の補助対象とすることは認めない。

3 補助対象事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならない。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。

4 共同利用施設整備の一般基準は以下のとおりとする。

(1) 補助対象

補助対象とする共同利用施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」の定めるところによるものとする。

- (2) 補助の対象とする共同利用施設は、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、増築、併設等、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、古品古材の利用については、荒廃家屋、廃校等の利用のほか、乾燥調製貯蔵施設等の機械設備の機能向上のための整備についても、既存施設の有効利用の観点から補助の対象とする。

また、原則として、この場合の古材については、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものに限るものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (3) 共同利用施設の整備に対する補助は、既存共同利用施設の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新）は、補助の対象としないものとする。

また、共同利用施設の附帯施設のみの整備についても、補助の対象としないものとする。

- (4) 共同利用施設的能力及び規模は、産地の飼養頭数、生産数量、出荷計画等を勘案して決定するものとし、食肉等整備事業計画の作成に当たっては、アンケート調査等により農業者の共同利用施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力・規模の決定を行うものとする。

さらに、生産コストの低減を図る観点から、共同利用施設の利用を十分推進し、担い手への集中等を通じた効率的な生産体制の確立に資するよう配慮するものとする。

加えて、必要に応じ、共同利用施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう、畜産物等の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査の方法、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

- (5) 共同利用施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費は、補助の対象としないものとする。

5 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として共同利用施設を整備する場合については、次によるものとする。

- (1) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

- (2) 当該施設の受益農家及び事業参加者は、原則として、5戸以上とする。

- (3) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

- (4) 貸借契約は、文書によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係に

ある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

6 共同利用施設の基準等

食肉等整備事業の実施における共同利用施設の基準等については別紙 2 に掲げるとおりとする。

7 費用対効果分析

要綱別表 1 のⅦの 2 の補助要件の欄の 4 の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、投資が過剰とならないよう、整備する施設等の導入効果について、「強い農業づくり交付金等における費用対効果分析の実施について」を適用することにより費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分検討するものとする。

第 9 その他

1 不正行為等に対する措置

国は、事業実施主体の代表者、理事、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 周辺環境への配慮

共同利用施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

また、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

別紙 1

食肉等推進事業における補助対象経費

食肉等推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、協議会による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	

	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・ 原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ C D－R O M等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。

委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	飲食費	事業を実施するために直接必要な会議を開催する際の茶菓代の経費	・会議におけるお茶・コーヒー等簡素なものに限り、弁当は認めない。
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 支払いが翌年度となる場合
3. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別紙 2

食肉等整備事業の実施における共同利用施設の基準等

食肉等整備事業の実施における共同利用施設の基準等は以下のとおりとする。

整備事業名等	事業の内容		要件等
食肉等流通合理化施設整備			
	産地食肉センター		・当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づくものであることとする。 ・当該施設の整備について、食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていることとする。 ・当該施設を新設する場合にあっては、その1日当たりの処理能力（牛及び馬は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）がおおむね1,400頭以上の規模であることとする。増設の場合にあっては、増設の結果1日当たりの処理能力（肥育豚換算）がおおむね1,400頭以上の規模となることとする。 ・当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第1に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副産物の区分管理等伝達性海綿状脳症（以下「T S E」という。）に対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれることとする。 ・食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であることとする。
	1	けい留施設	・生体検査場所を含むものとする。
	2	と畜解体・内臓処理施設	・と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の規定により都道府県知事等が許

		可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。
3	懸肉施設	
4	冷蔵冷凍施設	・ 保管を目的としない食肉等急冷設備は除くものとする。 ・ 全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛及び馬の枝肉にあっては24時間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあっては12時間以内に枝肉の中心温度を5℃以下に冷却する能力とする。）を持つ冷却施設を有する冷蔵庫であって、枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力がおおむね1日当たりのと畜解体処理能力の5日分以上で枝肉懸吊装置等を備えていることとする。
5	部分肉加工施設	
6	輸送施設	
7	給排水施設	
8	安心安全モデル施設	・ 自主衛生管理施設及び情報管理提供施設とする。
9	その他の施設・設備	
10	副産物等処理施設	
11	衛生管理施設	・ 次の i 又は ii の基準に適合することとする。 - i と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）、と畜場法施行規則、「食肉処理業に関する衛生管理について」（平成9年3月31日付け衛乳第104号厚生省生活衛生局長通知）及び「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」（平

			成 6 年 6 月 23 日 付 け 衛 乳 第 97 号 厚 生 省 生 活 衛 生 局 乳 肉 衛 生 課 長 通 知）を 順 守 す る た め に、都 道 府 県 知 事（保 健 所 を 設 置 す る 市 に あ っ て は 市 長）が 事 業 実 施 主 体 に 文 書 で 改 善 又 は 新 設 を 指 摘 し た 設 備（設 計 図 等 か ら 衛 生 管 理 施 設 以 外 の 部 分 と 区 分 で き る も の に 限 る。）で あ る こ と。 ii 輸 出 に 係 る 設 備 で あ っ て、輸 出 先 国 が 定 め る 衛 生 基 準 等 を 順 守 す る た め に 必 要 な も の で あ る こ と。
	12	環 境 保 全 施 設	・ 汚 水 処 理 施 設 を 対 象 と す る 場 合 は、当 該 施 設 か ら 発 生 す る 汚 水 を 水 質 汚 濁 防 止 法（昭 和 45 年 法 律 第 138 号）第 3 条 第 1 項 の 規 定 に 定 め ら れ た 排 水 基 準 以 下 に 処 理 し 得 る 能 力 を 有 す る こ と と す る。
	13	T S E 対 応 施 設	
家 畜 市 場			・ 家 畜 市 場 の 再 編 整 備 を 実 施 す る 場 合 の 家 畜 市 場 の 設 置 場 所 は、家 畜 取 引 法（昭 和 31 年 法 律 第 123 号）第 20 条 の 地 域 家 畜 市 場 再 編 整 備 計 画、広 域 営 農 団 地 整 備 計 画 又 は 広 域 営 農 団 地 関 連 施 設 計 画（広 域 営 農 団 地 育 成 対 策 要 綱（昭 和 46 年 6 月 10 日 付 け 46 農 政 第 2741 号 農 林 事 務 次 官 依 命 通 知）第 3 の 1 又 は 第 4 の 1 に 基 づ き 作 成 さ れ る も の を い う。以 下 同 じ。）を 定 め て い る 地 域 で あ る こ と と す る。ま た、家 畜 市 場 の 再 配 置 の た め の 移 転 又 は 家 畜 市 場 の 環 境 対 策、衛 生 対 策 若 し く は 機 能 強 化 対 策 の た め の 施 設 整 備 を 行 う 場 合 は、家 畜 の 流 通 合 理 化 に 係 る 都 道 府 県 計 画 に 基 づ く 整 備 計 画 を 作 成 し、都 道 府 県 知 事 に よ る 承 認 を 受 け て い る こ と と す る。 ・ 当 該 家 畜 市 場 の 1 年 間 に お け る 家 畜 取 引 頭 数 が、整 備 後 に お い て お お む ね 5,000 頭（牛 換 算：馬 1 頭 に つ き 1 頭、豚、め ん 羊 又 は 山 羊 1 頭 に つ き 0.2 頭 に 換 算。）以 上 確 保 さ れ る こ と が 見 込 ま れ る こ と と

		する。
	1 基本施設	
	2 環境対策施設	・ 汚水処理施設を対象とする場合、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理できる能力を有することとする。
	3 衛生対策施設	
	4 機能高度化施設	
食鳥処理施設		・ 新設する場合にあつては、その1日当たりの処理能力がブロイラーの場合はおおむね24,000羽以上、成鶏の場合はおおむね8,000羽以上の規模であることとする。 ・ 増設の場合にあつては、増設の結果1日当たりの処理能力がブロイラーの場合はおおむね24,000羽以上、成鶏の場合はおおむね8,000羽以上の規模となることとする。
	1 生体受入施設	
	2 放血脱羽、中抜き及び冷却施設	・ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。
	3 冷蔵冷凍施設	・ 冷蔵保存の場合にあつては5℃以下、冷凍保存の場合にあつてはマイナス20℃以下で保存ができる能力を有することとする。
	4 食鳥肉加工施設	
	5 輸送施設	

	6	給排水施設	
	7	その他の施設・設備	
	8	副産物等処理施設	
	9	衛生管理施設	・ 次の i 又は ii の基準に適合すること。 - i 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成 3 年 3 月 25 日付け政令第 52 号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成 2 年 6 月 29 日付け厚生省令第 40 号）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 - ii 輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。
	10	環境保全施設	・ 汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第 3 条第 1 項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
	鶏卵処理施設		・ 当該施設の 1 日当たりの取扱量がおおむね 13 トン以上であること。
	1	洗卵選別包装室	
	2	冷蔵庫室	
	3	冷凍庫室	

	4	殺菌装置	
	5	洗浄装置	
	6	貯蔵タンク	
	7	洗卵選別機	
	8	検卵装置	
	9	その他の設備	